

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例） **就労支援** **見守り等居住支援**

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの
実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の実施にかかるスケジュール

令和5年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域福祉問題調整会議 (重層事業検討会議)		内部協議、関係室課説明、 要領改正	①		②	関係室課ヒアリング	③	関係機関ヒアリング	④		⑤	
子供の貧困対策に関する ワーキングチーム【児童部】	●			●	●	●			●		●	
作業部会【児童部】	●		●		●			●		●		
議会関係				☆		☆	☆	☆			☆	

※ 検討会議は必要に応じて大阪府、学識経験者へ参加依頼

※ 子供の貧困対策に関するワーキングチームと連携して実施

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
<ul style="list-style-type: none"> 事業の理解(大阪府) 他市の相談支援実施体制 全体スケジュール 今後の進め方(照会) 既存事業の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 照会結果の共有 相談支援の検討 つなぐシートの共有化 ※ヒアリングの実地 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果の共有・整理 参加支援、地域づくりの検討 ※ヒアリングの実施 交付金の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果の共有・整理 吹田市版重層事業の検討 相談支援、参加支援、地域づくり 交付金の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 of 取組

令和6年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
地域福祉計画 庁内推進委員会		①	←	→	②		③	←	→				
その他						実施計画・予算要求			報告	●			

第1回	第2回	第3回
<ul style="list-style-type: none"> 実施計画の策定体制 スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)の確認

事業実施

■吹田市における「包括的な相談支援体制」案

ポイント

- 既存の属性別の相談窓口で対応
- 既存の支援機関の更なるネットワークの連携
- 複雑化・複合化した課題については多機関協働事業へつなぐ



■生活課題全般

- ・相談者
- ・地域の方
- ・民生委員
- ・協力事業者 など

※重層的支援体制整備事業の相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)を実施する機関等(委託で実施している場合は、委託元の室課)に配置。

検討事項

- 支援対象や役割、取組方針が異なる機関と事業を進めていく上で重要となる姿勢について
- 地域資源を公共機関等の取組へ活用した例について